平成二十五年度岐阜県職員採用大学院修士課程修了者試験

大学卒程度試験及び資格免許職(薬剤師・管理栄養士)試

介護保険指定介護予防サービス事業所の廃止 介護保険指定介護予防サービス事業所の指定 介護保険法における介護老人保健施設の開設許可

> 同 同 同 同

二九二 二九一 二九一 二九一 二九〇

介護保険指定居宅介護支援事業所の廃止 介護保険指定居宅サービス事業所の廃止 介護保険指定居宅サービス事業所の指定 特定非営利活動法人の定款変更認証申請 ない団体

政治活動のために寄付を受け、又は支出をすることができ

選挙管理委員会告示

岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令

教

育総務課) 二八九

(選挙管理委員会) 二八八

(環境生活政策課) 二八九

(齢 福 祉 課) 二八九

示

教育委員会訓令甲

報

保安林の指定

道路の供用開始 道路の区域変更

目

次

告

示

報

験の実施

発行

平成二十五年四月二十三日

同 道 路 持課) 二八六

)二八六

(郡上農林事務所) 二八七

岐阜県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則中訂正

誤

正

平成二十五年度身体障がい者を対象とした岐阜県職員採用

平成二十五年四月二十三日

第

二千四

百 三 十

九

号

試験の実施

同

)二九七

障 害 福 祉

課) 二九九

毎週 (金曜日)

(人事委員会) 二九三

第2439号 岐 阜 県 公 報 平成25年4月23日 (286)次のように変更したので告示する。 岐阜県告示第二百六十四号 維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、 道路法 類の道 種路 国一道般 平成二十五年四月二十三日 、その関係図面は、平成二十五年四月二十三日から二週間岐阜県県土整備部道路 号四百十七 (昭和二十七年法律第百八十号) 路 線 名 川同 尻 八郡 番同 地南揖 先矢郡 ら 合 書 地同同 先 ま 郡 で 同 地先から南矢中谷一五八二番一三揖斐郡揖斐川町東横山字 告 川尻八番三地先地内揖斐郡揖斐川町西横山字 揖斐郡揖斐川町西横山字 $\overline{\mathbf{X}}$ 三地先まで **一五八二番一一** 斐川町東横山字 五 八町 二同 番 閰 第十八条第一項の規定により、 示 一字 岐阜県知事 別前変区 後更域 前 A 後 前 A 後 後 前 前 В Α 員敷 地 の幅 ず 吾**う** ル 꺶 **∓**i. 7. た 7i. F メー ,于 壽 要了 ○ ?? ? 要了 ○ ₌季 <u></u> 古 1 ル 延 田 垂章 0 뜨 1000-0 元0.0 퍧 **∓**. 長 道路の区域を 係BA 図は及 面関び う分地すに係BA 。をのる表図は及 い区敷示面関び 備 肈 考

岐阜県告示第二百六十五号

でヶ同

谷

一六九六番六地先ま郡同 町鶴見字境

後

ভ

要了 <u></u>

前

= T

11100

でヶ同

| 谷一六九九番五地先ま|| 郡同 町鶴見字境

後

な

兲了 0

1,1110,0

う分地すに *をのる表 い区敷示

В

Ţ

妻了 ○

垂

<br

川尻八番三

一地先から

用を開始するので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、 次の道路の供

維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、 その関係図面は、平成二十五年四月二十三日から二週間岐阜県県土整備部道路

平成二十五年四月二十三日

岐阜県知事
古
田
肇

 江南線 大垣市小泉町字壱番割四〇番 路線名 区 国市大村二丁目一九番一地 (メート の期日変更 平成 平度 供用開始 決局 である) 	道	種路	
名 区 間 (メート の 期 日	江大		
ル (メート の期日 田 田 田 田 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	線		
ル (メート の期日 田 田 田 田 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	先まで 一市大村二丁目一九番一地 大垣市小泉町字壱番割四〇番		
	四八三	ル (延) メー ト長	
三平 まず は示変決。備	三平 • 成 □ 三	の 期 日	
一成 ・ 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 日の又域 日告はの考	三平 ・成 ・ 三	ほ示変決(備 か年更定区) 月の又域 日告はの考	

岐阜県告示第二百六十六号

県

類の道

用を開始するので告示する 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、 次の道路の供 国一道般

号四百十七

中谷一五八二番一三地先から揖斐郡揖斐川町東横山字南矢

六九六番六地先まで、一部同・町鶴見字境ヶ谷

| |-| | | | | |

亖平 □成 □

圭平=昭 • 成 • 和 □ □ = —

類の道 種路

路 線 名

X

閰

ル₍)延 イ

の 期

日

ほ示変決(備 か年更定区)月の又域 日告はの考

ト長

供用開始

維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、 その関係図面は、平成二十五年四月二十三日から二週間岐阜県県土整備部道路

平成二十五年四月二十三日

岐阜県知事 古

田 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次

岐阜県告示第二百六十八号

県 道	類の道 種路
大今	路
垣尾	線
線	名
まで は は に に に に に に に に に に に に に	区間
五八六 〇	ル (延) メ ー ト長
霊平 □ 成 □ =	の 供 用 開 分
三 平 • 成 □ 云 □ 六	ほ示変決(備 か年更定区)月の又域 日告はの考

岐阜県告示第二百六十七号

用を開始するので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次の道路の供

維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する なお、その関係図面は、平成二十五年四月二十三日から二週間岐阜県県土整備部道路

平成二十五年四月二十三日

岐阜県知事 古 田

保安林の所在場所

郡上市大和町島字井ノ上七四二五の一、字清水七四二九の一

= 指定の目的

落石の危険の防止

指定施業要件 立木の伐採の方法

次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。 字井ノ上七四二五の

2 その他の森林については、主伐は、択伐による。

3 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

間伐に係る森林は次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

に備え置いて縦覧に供する。) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県郡上農林事務所及び郡上市役所

平成二十五年四月二十三日

項の規定により告示する。

の森林を保安林に指定するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一

岐阜県知事 古 田

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第二十九号

の政治団体は、平成二十五年四月二日以後、政治活動 (選挙運動を含む。) のために寄 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第二項の規定により、次

> その名称等を次のとおり告示する。 附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第三項の規定により、

平成二十五年四月二十三日

岐阜県選挙管理委員会 委員長 大 松 利

以 治 回 存 の 名 巻	代の表現を発	会計責任者 の 氏 名	主たる事務所の所在地	政党又は政党 の支部の場合 その旨の表示	当談政党の支部を 大部 とする 関 党 の 名 を 格	一以上の市町村の区 域等を単位として設 けられる支部の表示
自由民主党一之宮支部	岩 野 窓 	谷村悦即	高山市一 之宮町 5261 1	政党の支部	自由民主党本部	一以上市町村区域等
大西たかひろ後援会	大西隆博	大西隆博	岐阜市太郎丸北浦122 5			
小木曽達也育てる会	小木曽 達 也	小木曽 綾 子	本巣郡北方町北方1726 2 1			
影山啓吉後援会	影山路吉	売 山 啓 吉	養老郡養老町西小倉125 3			
高 谷光後援会	1 谷良子	亀谷良子	可児市若葉台 2 32			
岸上あおい後援会	岸 上 あおい	岸上由美	岐阜市入舟町472			
上類型	畑 中 正 行	丸山宏治	可児市川合2339 1			
戸田よしのり後援会	戸田吉律	戸田和子	美濃加茂市森山町3 5 57			
中村かずゆき後援会	中社員と	中本	本巣郡北方町朝日町18			
中村ひろひこ岐阜後援会	井上悟	豊田雅孝	岐阜市万代町1 4 3			
瑞浪市再生研究会	井澤康樹	井 海 由 約	瑞浪市寺河戸町1238 2			
若園重雄を励ます会	岩園 重雄	若 園 百合子	安八郡神戸町新屋敷587			

医療法人 B 介護老人保健	の規定により次のとおり公示する。「信念会子可で対方できる」の規定により次のとおり公示する。	(2
会ケアセンターケアセンター	営利舌助去人の足吹変更忍正の申青があったので、司条第5頁で集用する第十条第5頁特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により特定非特定非営利活動法人の定款変更認証申請	289) 平
TF 施設 穂 施設 穂	公 示	成 25 年 4
又は氏名 事業所の名称		4月 23日
平成二十五年四月二十三日	~	
より次のとおり公示する。	附別 に改め、「発送する文書」の下に「及び個人情報を含む文書」を加える。	岐
一条第一項の指定居宅サービス事介護保険法(平成九年法律第百	を「掲げる区分」に改め、同項第一号イ中「集中発送をする文書」を「集中発送文書」	阜
介護保険指定居宅サービス	文書』の下に「及び個人情報を含む文書」を加える。第三十六条第一項中「定める区分」第二十五条第一号イ中「集中発送する文書」を「集中発送文書」に改め、「発送する	県
	を次のように改正する。岐阜県教育委員会公文書規程(昭和四十四年岐阜県教育委員会訓令甲第一号)の一部	公
	岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令	報
	委員長 土 屋 嶢 岐阜県教育委員会	
丘 定款に記載された目り四 主たる事務所の所在地	平成二十五年四月二十三日	
三代表者の氏	岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。	
二 特定非営利活動法人の名称ー 申 請 の あっ た 年 月 日	各教育機関事務局一般	第 2 4
	岐阜県教育委員会訓令甲第三号	3 9
平成二十五年四月二十三日	教育委員会訓令甲	号

岐阜県知事 古 田

平成二十五年四月一日

非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人環境共生型すまい推進ネットワー

ク・ヴィヴィッド岐阜

氏 福田清明生

にる事務所の所在地 岐阜県岐阜市清字上沼六三九番地

巛に記載 され た目的(この法人は、ホルムアルデヒドなど化学物資やカビ・

りをする為の啓蒙活動を行い、広く社会に寄与する事を 社会に対して安心して住み続けられるすまいと地域づく 発生するダイオキシン等による環境汚染を軽減し、地域 ダニによる室内の空気汚染や、産業廃棄物処理などから 目的とする。

護保険指定居宅サービス事業所の指定

項の指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定に |険法(平成九年法律第百二十三号)第七十条第一項の規定に基づき同法第四十 とおり公示する。

岐阜県知事 古

田

医療法人 B	会療法人忠知	T F 医療法人 B	又 は 氏 名 名 名
介護老人保健	ケアセンター	施設・穂子のでは、一般では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	事業所の名称
岐阜県加茂郡七宗町神渕一	六三番地岐阜県可児郡御嵩町中二一	〇二八七番地岐阜県加茂郡七宗町神渕一	事業所の所在地
通所リハ	ショリン ショテー ン	療 類 介護 所	の 種 類 類
平成	葁 平 亳 ー	壹平 戻 三 三	年指 月 日定

筝	2	1	2	a	무
45	_	4		7	_

岐 阜 県 公 報

平成25年4月23日

(290)

	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	~ ~		4 TIX	1 72	: '/J	(200)
イ護保険法 (B)・イラック (B)・	一篇と	株式会社クリ	ケアサポート有限会社飛騨	みれヘルパー 合同会社 す	飛騨古川社会福祉法人	株式会社クリ	ク 株式会社アッ	T F
F国門ニトニヨから当該指定居宅から当該指定居宅 がら当該指定居宅		ス福祉用具アリ	- くろ - ち問看護 おふ	ン ー ステーショ	らの郷大野	福祉用具アリ	サービスベス	施設
り公示する。 ニ十三号)第七十五条第二項	事 養所の発上	瀬七八一番地の八岐阜県羽島郡笠松町米野高	二三六番地岐阜県高山市石浦町六丁目	一二番地岐阜県可児市桜ケ丘三丁目	三四)一岐阜県飛騨市古川町大野町	瀬七八一番地の八岐阜県羽島郡笠松町米野高	六五番二 岐阜県羽島郡笠松町上本町	〇二八七番地
あったので		用 特 具 福 売 祉	訪問看護	訪問介護	訪問介護	貸福与租用具	通所介護	ショフテー
、同法第七十		芸平 亭 一	三平 ○ 三六	三平 • 成 □ —	<u></u>	三平 京成 三・ 一	蓋平 ○ 成 □ —	三三三
福祉協議会中津川市社会	中津川市社会	カ 有 限 会 社 サ	フルクローバ	フルクローバ	株式会社悠	建株式会社森住	和光会福祉法人	社会福祉法 人
介護事業所問	介護事業所	学舎デイサー	り ーパー ひまわ ケアフルクロ	ぽ ーバー たんぽ ロ	みたけ つくしんぽ	ひのき	ア本巣	き ステイいきい き
	二番地一岐阜県中津川市蛭川四八六	九九番地の一 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	六二番地三四 岐阜県土岐市泉町定林寺九	六二番地七六岐阜県土岐市泉町定林寺九	五松二二八二 一岐阜県可児郡御嵩町宿字十	地阜県大垣市桧町七九八番	岐阜県本巣市三橋鶴舞九八	一八番地岐阜県下呂市馬瀬惣島一五
訪問介護	訪問介護	通所介護	通所介護	通所介護	通所介護	通所介護	生短 活介 護	生短期 介護 所
		三平 成 三 三	三 三 三 三	壹平 ○ ○ ○ ○	宝平 京成 ≘:高	≣平 成 ≟	三 三 三 三	
	石手四月二十三日	中成二十五年四月二十三日 ・		有限会社飛騨 訪問看護おふ 岐阜県高山市石浦町六丁目 訪問看護 平成 「フルクローバ バーひまわ 八番地の一 フルクローバ バーひまわ 八番地の一 フルクローバ バーひまわ 八番地の一 「一川市社会 八護保険法 平成 「一川市社会 八護事業所 一二番地一 「一川市社会 八番地の一 「一川市社会 八番地の一 「一川市社会 八番地の一 「一川市社会 八き事業所の廃止 一二番地一 「一八十一 「一十一 「一八十一 「一十一 「一十	合同会社 す すみれヘルパ ロステーショ 二番地 三二二十五年四月二十二日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日	社会福祉法人 ペルパーステ 岐阜県市山川大野町 訪問介護 平成 中津川市社会 小護事業所 一番地の八 「一番地の八 「一番地の八 「一番地の八 「一一 「一 「一	本式会社クリ 福祉用具アリ 岐阜県羽島郡笠松町米野高 福祉用具 平成 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100	ク サービスペス 六五番二 10 10 10 10 10 10 10 1

岐

会福祉協議会 美濃加茂市社 社会福祉法人	祉協議会 笠松町社会福 社会福祉法人	
介護事業所	センター人浴サービス人浴サービス	ション
丁目四番一号岐阜県美濃加茂市新池町三	康センター〇八番地の一笠松町福祉健岐阜県羽島郡笠松町長池四	
介護問入浴	介護 護 入浴	
蓋平 ○ 成 ○	三 平 ○ 成 ○ 三	

介護保険指定居宅介護支援事業所の廃止

五条第二号の規定により次のとおり公示する。 介護支援事業者から当該指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第八十 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条第二項の規定に基づき指定居宅

平成二十五年四月二十三日

岐阜県知事 古 田

三平 京成 ≡ 三	支居援介護	五岐阜県土岐市泉町大富二七	護支援事業所で	社りろり有限会
三平 ○ ○ ○ ○ ○	支援 介護	三三番地岐阜県大垣市楽田町一丁目	ケンコー 岐	有限会社ケン
三 三 三 言	支援居宅介護	五松二二八二 一 世皇県可児郡御嵩町宿字十	支援事業所 世界 大学	株式会社悠
年廃 月 日止	の種類	業所の所在地	事業所の名称事	事業者の名称

介護保険法における介護老人保健施設の開設許可

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第九十四条第一項の規定に基づき、同法第

八条第二十五項に定める介護老人保健施設の開設を許可したので、同法第百四条の二第 一号の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年四月二十三日

岐阜県知事 古

田

療法人B	は氏名
施設 穂	施設の名称
〇二八七番地 岐阜県加茂郡	施設
+	о
宗町神渕	所 在
一	地
保健施 設	の種 類
፷平 克成 三	年許 月 日可

T 医

又開

介護保険指定介護予防サービス事業所の指定

第一号の規定により次のとおり公示する。 第五十三条第一項の指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第百十五条の十 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第百十五条の二第一項の規定に基づき同法

平成二十五年四月二十三日

岐阜県知事
古
田
肇

又事 は ま	氏の 名称	事業所の名称	事業所の所在地	のサービス	年指 月 日定
T 医 F 療 法	人 B	施設種	〇二八七番地岐阜県加茂郡七宗町神渕一	療 短期 養期 介護 所 防	三 平 □ 成 □ 三
会療法人忠知	人忠知	ケアセンター	六三番地岐阜県可児郡御嵩町中二一	ション ビリテー ハ護予防	三 平 ■ . —
T F 法人	人 B	施設・穂	〇二八七番地岐阜県加茂郡七宗町神渕一	ショナー 道所リハ か護 予防	三 平 ○ 成 ○ 三

44	2	A	2	٥	
ᆂ	')	4	~	ч	ᆕ

平成25**年4月**23日 (292)

「「「「「「「「「」」」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」 「」」 「」」 「」 「」」 「」 「」 「」」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」	794	J J 7			ЩХ		ᄍ	- 2	4	ŦIX		7-1-	1,6 20 -1	7/3	120 H	(292)
社会福祉法人 ファミリーケ 岐阜県本巣市三橋鶴舞九八 介護予防 本式会社祭住 レッツ倶楽部 岐阜県大垣市桧町七九八番 介護予防 17ルクローバ ーバーたんぽ 五松二二八二 ー 17ルクローバ ーバーたんぽ 五松二二八二 ー 17ルクローバ 17・たんぽ 17・10・10・10・10・10・10・10・10・10・10・10・10・10・	社会福祉法人 大会福祉法人		平成二十五年 ア成二十五年	介護保険法(平		Ŧ	株式会社クリ	ケアサポート	有限会社飛騨	ステーション	パ		飛騨古川		エート 株式会社クリ	ク株式会社アッ
を と	馬瀬ショート		四月二十三日十第二号の規定事業者から当該	成九年法律第百定介護予防サー		ス	福祉用具アリ	3	訪問看護おふ	ン	ーステーショ すみれヘルパ	らの郷大野	ーションさく		ス 福祉用具アリ	ト サービスベス
を と	岐阜県下呂市馬瀬惣島一五事 業 所 の 所 在 地		により次のとおり公示する。指定介護予防サービス事業の廃	二十三号) 第百十五条の五第ピス事業所の廃止		瀬七八一番地の八	岐阜県羽島郡笠松町米野高	二三六番地	岐阜県高山市石浦町六丁目		一二番地岐阜県可児市桜ケ丘三丁目		三四 一		瀬七八一番地の八岐阜県羽島郡笠松町米野高	六五番二 六五番二
を と	介護予防 種類ス	田	焼止の届出が	二項 の 規定		用 予 斯 福 祉	特 定介 護	訪問看護	介護予防		訪問介護 介護予防		訪問介護 介護予防	<u>į</u>	資福介 可祉護 用防 具防	通 介護 介護 防
マー・・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	73	鞶	かあったので、	に基づき指定		五三	成	- : : :	成		臺平 亭 一		宝平 忌成 一		蓋平 · 成 ≡ ·	蓋平 ○ 成 三 一
ファミリーケ 岐阜県本巣市三橋鶴舞九八 介護予防 ファミリーケ 岐阜県大垣市桧町七九八番 介護予防 ア本巣 一パーとス 岐阜県大垣市桧町七九八番 介護予防 ア本巣 一パーたんぽ 六二番地二八二 一パーたんぽ 六二番地三四 中県土岐市泉町定林寺九 介護予防 でスセンター 九九番地の一 一パーひるかわ訪問 岐阜県土岐市泉町定林寺九 介護予防 位阜県土岐市泉町定林寺九 介護予防 一パーのまわ 六二番地一一 一	医師会 基本	社のおり有限会	福祉協議会	福祉協議会	;		フルクローバ	有限会社ケア	ı	フルクロー バ		株式会社悠	建	株式会社森住	祖	
世阜県大垣市桧町七九八番 介護予防 地阜県土岐市泉町定林寺九 介護予防 は阜県土岐市泉町定林寺九 介護予防 は阜県土岐市泉町定林寺九 介護予防 は阜県中津川市福岡七一四 元番地一 一七	訪問看護ステ 津川地区老人 恵那医師会中		介護事業所	介護事業所	ピスセンター	夢舎デイサー	リーバーひまわ	ケアフルクロ				デイサービス	ひのき	レッツ倶楽部	ď	アテイいき
	一 一七 岐阜県中津川市かやの木町		二 岐阜県中津川市福岡七一四	二番地一二番地一	九九番地の一	岐阜県高山市江名子町二〇	六二番地三四	岐阜県土岐市泉町定林寺九		六二番地七六岐阜県土岐市泉町定林寺九		五松二二八二 一岐阜県可児郡御嵩町宿字十	地	岐阜県大垣市桧町七九八番	岐島県才眞ゴ三朴崔多ナノ	支急長は後方三輪の異なり、一八番地
	訪問 看 養 防	訪問 問 う 護 防	訪 問 う 護 防	訪問 門介護 防	通所介護	介護予防	通所介護	介護予防		通所介護 介護予防		通所介護 介護予防	通所介護	介護予防	生短期介護 所	注 短期
	三 三 三 三	፷平 忌成 三	三 三 三 三	三 三 元 三 三	三三	平成	五三三	平成		臺平 亭 亭		芸平 売 売	三 五 - : 三	平成	三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三	文 <u>=</u>

+

人

程

度

人

程

度

干

人

人

程

度

人

程

度

人

程

度

人

程

度

干

人

資

格

Ŧ

人

干

人

干

人

+

人

程

度

人

程

度

人

程

度

人

程

度

第2439号			li3	ξ	阜	県	公	報	ž		平成2	25年4	4月23	<u> </u>	(294)
	検 資格 格免許職試						ı	験	て さ						
管理栄養士	薬 剤 師	化学	機械	電気	農業土木	建築	土木	森林科学	畜産	農学	心理	警察行政	行政(福祉)	行政	生 物 工 学
取得する見込みの者十六年に実施される国家試験による当該免許を未満で、管理栄養士免許を有する者又は平成二十五年の一日における年齢が二十九歳	は 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1								があると認める者のあると同等の資格のであると認める者	二十六年三月までに卒業見込みの者	イ 学校教育法に基づく大学を卒業又は平成一	- 『記念書》) (1987年) 1987年) - 平成二十五年四月一日における年齢が二十	一歳以上二十九歳未満の者の別二十五年四月一日における年齢が二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	- エル・ 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000	あると認める者 人事委員会が一に掲げる者と同等の資格が込みの者

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、受験できません。

- における「心理」「電気」「機械」「化学」及び資格免許職試験を除く。) 日本の国籍を有しない者(ただし、大学院修士課程修了者試験、大学卒程度試験
- 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。
- くなるまでの者 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがな
- 岐阜県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力
- 三 試験の日時、場所、方法及び合格者発表

載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

また、受験資格の有無、申込書記載事項等の真否について確認を行うとともに、記

第一次試験

日時及び場所

平成二十五年六月三十日 (日) 午前八時三十分から岐阜市において行います。

方法

教養試験

推理及び資料解釈の能力)及び一般的知識(社会、人文及び自然の知識)につ 公務員として必要な一般的知能 (文章理解 (英語を含む。)、判断推理、

いて、択一式による筆記試験を大学卒業程度で二時間三十分にわたって行いま

専門試験

る筆記試験を二時間にわたって行います。(ただし、資格免許職試験における 「管理栄養士」は、記述式による筆記試験を一時間半にわたって行います。) 試験問題の出題分野は、次のとおりです。 試験区分に応じた専門的知識、技術又はその他の能力について、択一式によ

大学院修士課程修了者試験

材	幾	試
		験
		X
枋	戒	分
学	数学	出
制御		
	物理、	
機械設計	、材料力学、流体力学	
魠	力学	題
機械	流	ACES
機械材料	体力	
`	•	
機械工作等	熱力	
作等	熱力学、一	分
43	電気	
	電気工学	
	`	
	機械力	野

生物工学
学、公衆衞生学等遺伝学、遺伝子工学、物理学、生物学、化学、微生物学、衞生遺伝

大学卒程度試験

試験	分出	題
行	政財政	財政学、社会政策、国際関係等政治学、行政学、憲法、行政法、民法、
行 政 (福 祉)	む。)、社会学概論、社会心理学及び一般心理学、行政学、憲法、行政法、民法、社会福祉概論
警察	行 政 財 政	財政学、社会政策、国際関係等政治学、行政学、憲法、行政法、民法、
心	理研応一	研究法、統計学等応用心理学(教育心理学・産業心理学・臨床心理学)、調査・応用心理学(心理学史、発達心理学及び社会心理学を含む。)、
農	学栽	学、土壌肥料学、植物生理学、畜産一般、農栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、
畜	産学家	学、飼料学、家畜管理学、畜産物利用学、家畜育種学、家畜繁殖学、家畜生理学、家
森林	科 学 お 森	む。)、林業工学、林産一般、砂防工学等森林政策・森林経営学、造林学 (森林生態学、森林保護学を含
土	木都数	都市計画、土木計画等数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、
建	築建数	建築計画、都市計画、建築設備、建築施工等数学・物理、材料学、構造力学、環境原論、は
農業	と 大 数	9、農也造成、農業造業、才斗・奄に、農業数学、応用力学、水理学、測量、土壌物理、

と 学 数学・物理、物理	機械学・制御、機械設計、数学・物理、材料力が	電気気を対象がある。
与機化学・ 三機口業化学、化学口学等数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、	機械設計、機械材料、機械工作等、電気工学、機械力学、対料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力	電力工学、電子工学、情報・通信工学等数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・

資格免許職試験

	管		薬	試
	理		-thi	験
	栄養		剤	X
	±		師	分
学、	べ物	社会	制度等	出
公衆栄養学、	べ物と健康、	環	等化	
栄養	康、	境と	字・	
	基礎	社会・環境と健康、	制度等物理・化学・生物、	
給食経営管理論等	基礎栄養学、	`	衛生、	題
経 営		144 の		
管理	応用	構造	薬理、	
論等	応用栄養学	人体の構造と機能及び疾病の成り立ち	薬剤	
	•	影び び		分
	養	疾	恐.	
	栄養教育論	かの	薬物	
	•	成り	病態・薬物治療	
	臨床	辛	`	
	臨床栄養	て食	法 規	野

(3) 論文試験

なお、この試験は、第二次試験として評価します。 識見、論理性、思考力等について試験を行います。

合格者発表

を通知します(ただし、資格免許職試験における「管理栄養士」は、七月下旬予 ページ「岐阜県職員採用」に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者のみ結果 平成二十五年七月十二日 (金) (予定) に県庁前の掲示板及び岐阜県庁ホーム

2

http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei-unei/syokuin/saiyo/saiyo-info/

岐阜県庁ホームページ「岐阜県職員採用」のアドレス

第一次試験の合格者に対して行います。

日時及び場所

平成二十五年七月下旬から八月下旬 (予定) に岐阜市において行います。 なお、詳細は、第一次試験合格者に通知します。

第二次試験

(1)口述試験

人物及び専門的知識について個別面接による試験を行います。

集団討論試験

(大学院修士課程修了者試験を除く。)。 社会性、協調性、指導力、説得力等について集団討論による試験を行います

適性検査

職務遂行上必要な素質及び適性について検査を行います。

最終合格者発表

3

び岐阜県庁ホームページ「岐阜県職員採用」に合格者の受験番号を掲示するほか、 格者を決定の上、平成二十五年八月下旬から九月上旬(予定)に県庁前の掲示板及 第二次試験受験者全員に合否の結果を通知します。 第一次試験、第二次試験及び受験資格等についての調査の結果に基づいて最終合

四 合格から採用まで

効期間は、名簿確定後原則として一年であり、また、名簿に登載された者が全て採用 されるとは限りません。 ます。採用予定年月日は、原則として平成二十六年四月一日です。ただし、名簿の有 上、任命権者からの請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定され この試験の最終合格者は、採用候補者名簿 (以下「名簿」という。) に登載された

までに当該免許その他必要とされる資格を取得していないと採用されません。 なお、免許その他必要とされる資格を有する職については、受験資格に定める期日

岐

要としない。」という基本原則にのっとった任命が行われます。 務を行うためには日本国籍を必要とし、それ以外の職務を行うためには日本国籍を必 また、「地方公務員として、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職

五

程修了者で二十一万七千七百円、行政職給料表適用職員は、大卒者で十七万八千八百 百円で、原則として毎年一回定期に昇給します。 円、医療職に給料表適用職員は、大学六卒者で二十万四千円、大卒者で十八万四千五 平成二十五年度の新規採用者の研究職給料表適用職員の給料月額は、大学院修士課

なお、学校卒業後、民間等における職歴がある場合は、一定の基準により加算され また、該当者には扶養手当、通勤手当、住居手当、 時間外勤務手当、期末・勤

勉手当等が支給されます。

受験手続

申込書の入手

務局へ請求してください。 手を貼った宛先明記の角形二号の返信用封筒を必ず同封して、岐阜県人事委員会事 表に「修士請求」、「大卒請求」又は「資格免許職請求」と朱書し、百二十円分の切 局に置かれる事務所を含む。) 等で配布するほか、岐阜県庁ホームページ「岐阜県 **職員採用」から入手することもできます。申込書を郵送で請求する場合は、封筒の** 申込書は、岐阜県人事委員会事務局、岐阜県東京事務所、県内の各振興局(振興

受験申込の方法

2

特定記録郵便又は簡易書留郵便にしてください。 と朱書し、〒五〇〇 八五七〇 (住所不要) 岐阜県人事委員会事務局宛てで、必ず 書を郵送する場合は、封筒の表に「修士受験」、「大卒受験」又は「資格免許職受験」 申込書に必要事項を記入し、岐阜県人事委員会事務局へ提出してください。申込

センチメートル)を貼り、第一次試験当日必ず持参してください。 撮影した写真 (上半身、無帽、正面向き、縦約五・五センチメートル、横約四・五 なお、申込受付後受験票を郵送しますが、この受験票には、申込前六か月以内に

3

日及び土曜日は除きます。郵送の場合は、五月二十四日 (金) までの消印があるも のに限り受け付けます。 二十四日(金)までの午前八時三十分から午後五時十五分までです。ただし、日曜 持参又は郵送による申込みの受付期間は、平成二十五年五月七日 (火) から五月

試験結果の提供

七

得点・結果」、「総合得点」及び「総合順位」です。 確認できるものを持参してください。提供する試験結果の内容は、「各試験種目別の 月間岐阜県個人情報総合窓口で提供します。その際、運転免許証等写真により本人と 第一次試験及び第二次試験の受験者本人に限り、試験結果を合格発表の日から一か

八 その他

二七二 八七九六) へ問い合わせてください。 この試験についての詳細は、岐阜県人事委員会事務局職員課任用係(電話〇五八

職員採用試験

試

験

名

試 験 X

分

採

用

予

定

人

員

身体障がい者を対象とした

行

政

五

人

程

度

平成二十五年度身体障がい者を対象とした岐阜県職員採用試験の実施

成二十五年度身体障がい者を対象とした岐阜県職員採用試験を次のとおり実施します。 地方公務員法 (昭和二十五年法律第二百六十一号) 第十八条第一項の規定により、平

平成二十五年四月二十三日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 =

務的業務に従事する職員を採用するために、身体障がい者を対象に行います。 この試験は、岐阜県職員として大学卒業程度の知識又はその他の能力を必要とする事 試験名、試験区分及び採用予定人員

= 受験資格

岐

採用試験 対象とした職員	試験名
四 活字印刷文による出題に対応できる者 四 活字印刷文による出題に対応できる者 四 活字印刷文による出題に対応できる者 四 活字印刷文による出題に対応できる者	受験

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、受験できません。

日本の国籍を有しない者

(297)

2 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)

> くなるまでの者 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがな

3

岐阜県において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者

5 4

- また、受験資格の有無、申込書記載事項等の真否について確認を行うとともに、 で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力 記
- 1

三 試験の日時、場所、方法及び合格者発表

載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

第一次試験

日時及び場所 平成二十五年六月三十日 (日) 午前八時三十分から岐阜市において行います。

方法

(1) 教養試験

推理及び資料解釈の能力)及び一般的知識(社会、人文及び自然の知識)につ **いて、択一式による筆記試験を大学卒業程度で二時間三十分にわたって行いま** 公務員として必要な一般的知能 (文章理解 (英語を含む。)、判断推理、 数的

(2)専門試験

一時間にわたって行います。 公務員として必要な専門的知識及び能力について、択一式による筆記試験を

試験問題の出題分野は別表のとおりです。

(別表)

				国際関係等	`	社会政策	財政学、	I			彳
経済学、	労働法、	刑法、	民法、	行政法、	憲法、	行政学、	政治学、	女			Ţ
野		分			題		出	分	X	験	試

(3)

論文試験

識見、論理性、思考力等について試験を行います。 なお、この試験は、第二次試験として評価します。

(\equiv) 合格者発表

(2)

を通知します。 ページ「岐阜県職員採用」に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者のみ結果 平成二十五年七月十二日 (金) (予定) に県庁前の掲示板及び岐阜県庁ホー

岐阜県庁ホームページ「岐阜県職員採用」のアドレス

http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei-unei/syokuin/saiyo/saiyo-info/

2 第二次試験

第一次試験の合格者に対して行います。

日時及び場所

平成二十五年七月下旬から八月中旬(予定)に岐阜市において行います。 なお、詳細は、第一次試験合格者に通知します。

(=)方法

(1) 口述試験

適性検査 人物及び専門的知識について個別面接による試験を行います。

職務遂行上必要な素質及び適性について検査を行います

(3)身体精密検査

職務遂行に必要な健康状態を有するかどうかについて検査を行います。 (所定の身体検査書の提出を求めます。)

3 最終合格者発表

岐

び岐阜県庁ホームページ「岐阜県職員採用」に合格者の受験番号を掲示するほか、 格者を決定の上、平成二十五年八月下旬から九月上旬(予定)に県庁前の掲示板及 第二次試験受験者全員に合否の結果を通知します。 一次試験、第二次試験及び受験資格等についての調査の結果に基づいて最終合

四 合格から採用まで

任命権者からの請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定されます。 は、名簿確定後原則として一年であり、また、名簿に登載された者が全て採用される 採用予定年月日は、原則として平成二十六年四月一日です。ただし、名簿の有効期間 とは限りません。 この試験の合格者は、採用候補者名簿 (以下「名簿」という。) に登載された上、

五 給与等

平成二十五年度の新規採用者の給料月額は、十七万八千八百円で、原則として毎年

回定期に昇給します

厶

当等が支給されます。 また、該当者には扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手

六 受験手続

申込書の入手

の返信用封筒を必ず同封して、岐阜県人事委員会事務局へ請求してください。 表に「県職員行政請求」と朱書し、百二十円分の切手を貼った宛先明記の角形二号 職員採用」から入手することもできます。申込書を郵送で請求する場合は、封筒の 局に置かれる事務所を含む。) 等で配布するほか、岐阜県庁ホームページ「岐阜県 申込書は、岐阜県人事委員会事務局、岐阜県東京事務所、県内の各振興局(振興

受験申込の方法

2

〇 (住所不要) 岐阜県人事委員会事務局宛てで、必ず特定記録郵便又は簡易書留郵 書を郵送する場合は、封筒の表に「県職員行政受験」と朱書し、〒五〇〇 申込書に必要事項を記入し、岐阜県人事委員会事務局へ提出してください。申込

便にしてください。 なお、申込受付後受験票を郵送しますが、この受験票には、申込前六か月以内に

撮影した写真 (上半身、無帽、正面向き、縦約五・五センチメートル、

横約四・五

センチメートル)を貼り、第一次試験当日必ず持参してください。

3

日及び土曜日は除きます。 郵送の場合は、五月二十四日 (金) までの消印があるも のに限り受け付けます。 二十四日 (金) までの午前八時三十分から午後五時十五分までです。ただし、日曜 持参又は郵送による申込みの受付期間は、平成二十五年五月七日 (火) から五月

試験結果の提供

七

得点・結果」、「総合得点」及び「総合順位」です。 確認できるものを持参してください。提供する試験結果の内容は、「各試験種目別の 月間岐阜県個人情報総合窓口で提供します。その際、運転免許証等写真により本人と 第一次試験及び第二次試験の受験者本人に限り、試験結果を合格発表の日から一か

その他

二七二 八七九六) へ問い合わせてください。 この試験についての詳細は、岐阜県人事委員会事務局職員課任用係(電話〇五八 平成二十五年四月二十三日発行

発 発 行 行 所 者

庁 県

編

集

岐阜市三輪ぶりんとびあ十三 一

岐 阜 文 芸 社